

# 議案第2047号

特殊建築物の敷地の位置について

(大熊町)

(建築基準法第51条ただし書による許可)

環境省福島地方環境事務所

# 1 建築基準法第51条（特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長）

# 1 その他政令で定める処理施設

## 建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

法第51条の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

### → 一般廃棄物処理施設（県都市計画審議会附議）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項

- ▶ **【今回】** 1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ処理施設（焼却施設）

### → 産業廃棄物処理施設（県都市計画審議会附議）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第7条第1項一号から十三号の二まで

- ▶ 施行令各号に掲げる処理能力を超える施設

**【今回】** 1時間当たりの処理能力が200kgを超える又は火格子面積が2㎡以上の汚泥、廃油、廃プラ、木くず又は繊維くずの焼却施設 ※廃プラは処理能力100kg以上

### → 産業廃棄物処理施設

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1項十四号

- ▶ 廃油の処理の用に供する設備をもつ廃油処理施設

# 1 廃棄物処理施設の設置に必要なとなる手続

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

### ○産業廃棄物処理施設の設置許可

- ・施設の技術基準
- ・周辺地域への環境影響
- ・事業者の技能、経理的基礎 など

相双地方振興局環境課  
において審査中

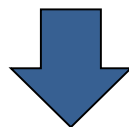
## 建築基準法 (第51条)

### ○都市計画における敷地の位置の決定又はただし書による敷地の位置に関する許可

#### 許可の基本方針

(都市計画上の支障の有無)

- 1 都市計画マスタープランとの整合
- 2 土地利用計画との整合
- 3 都市計画施設との整合
- 4 市街地開発事業との整合



**廃棄物処理施設の設置**

# 1 都市計画上の支障の有無の判断基準

着 目 点	整 合 性
1 上位計画(都市計画マスタープラン等)との整合	・市町村都市計画マスタープラン等の内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	・市街化調整区域には、原則として設けないこと。 ・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。 ・地区計画等に整合していること。
3 都市計画施設との整合	・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。

## 2 施設の概要

### 【廃棄物処理施設の概要】

- 所在地 双葉郡大熊町大字小入野字東平127番外39筆
- 敷地面積 73,563.73 m<sup>2</sup>
- 建築面積 32,335.99 m<sup>2</sup>
- 延床面積 33,349.99 m<sup>2</sup>
- 処理施設の別 焼却処理施設
- 一般廃棄物の種類 津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物
- 産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、繊維くず
- 施設の稼働時間 24時間

### 3 建築基準法施行令で定める処理施設

#### 導入する焼却施設の最大処理能力

処理施設	処理品目	処理能力
一般廃棄物 焼却処理施設	津波廃棄物、家屋解体廃棄物、 片付けごみ、除染廃棄物	最大200.00トン/日 火格子面積33.41m <sup>2</sup>
産業廃棄物 焼却処理施設	汚泥、廃油 廃プラスチック、木くず	最大200.00トン/日 火格子面積33.41m <sup>2</sup>

(参考)

廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設

一 ごみ処理施設(焼却施設) → (1時間当たりの処理能力が200キログラム以上  
又は火格子面積が2平方メートル以上のもの)

廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設

三 汚泥の焼却施設 → (1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの、  
1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの)

五 廃油の焼却施設 → (1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの、  
1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの)

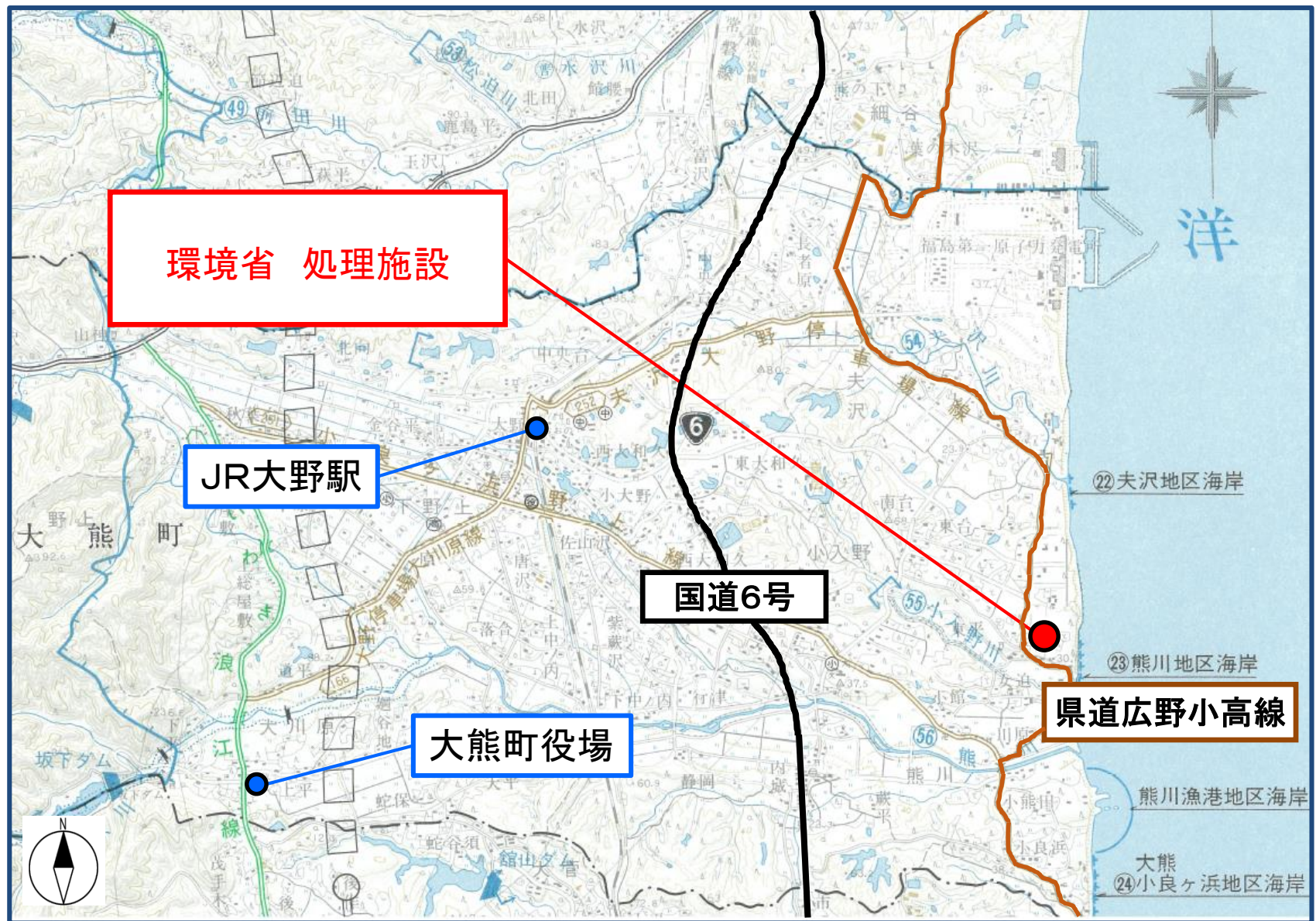
八 廃プラスチック類の焼却施設 → (1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの)

一三の二 産業廃棄物の焼却処理 → (1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの)

上記施設共通 → (火格子面積が2平方メートル以上のもの)

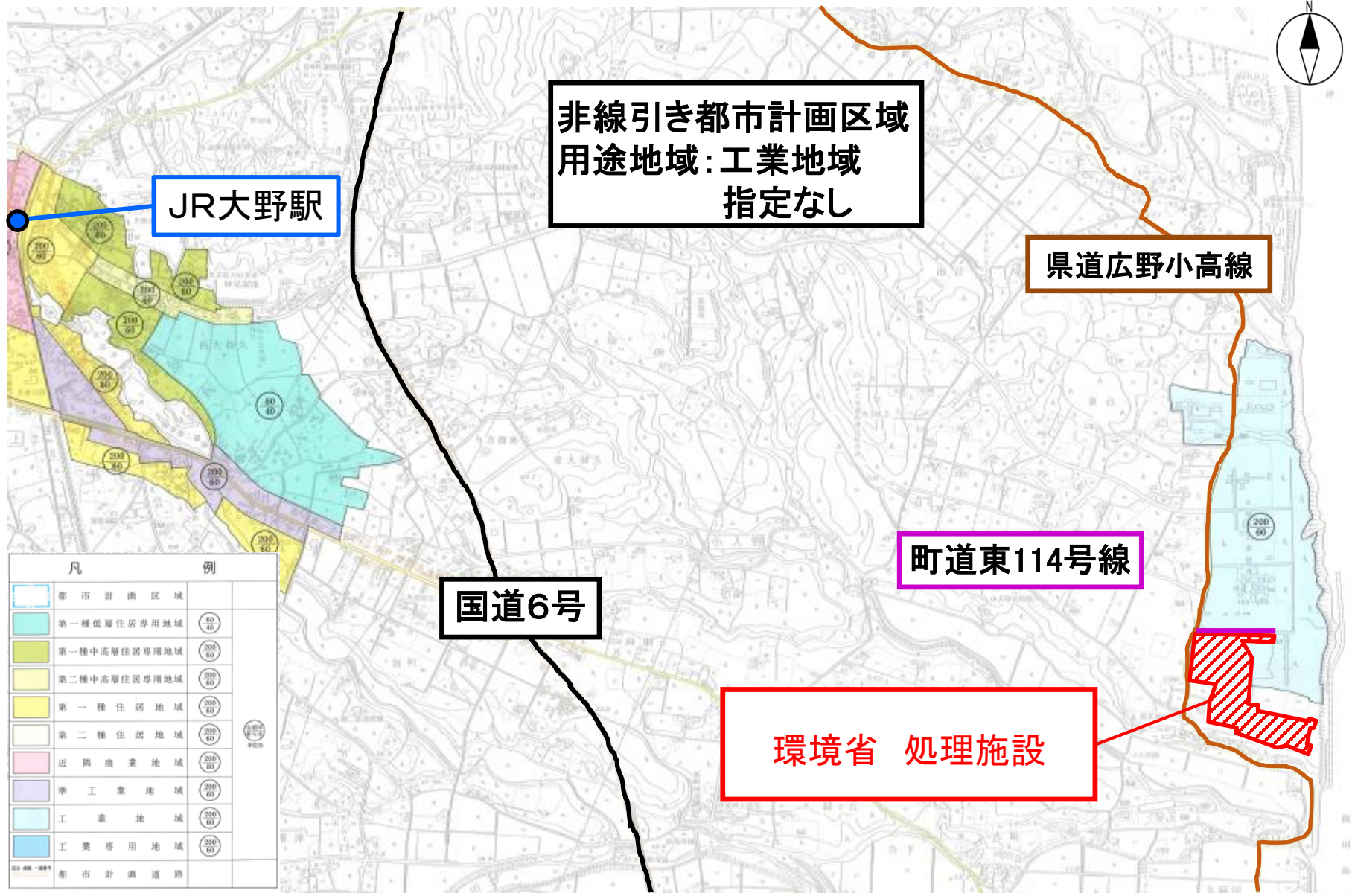


# 4 敷地の位置



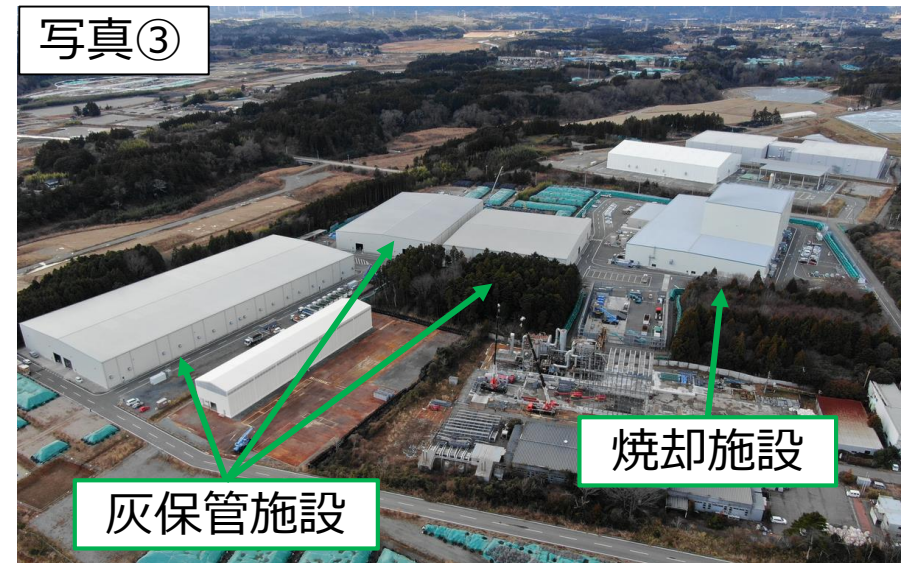
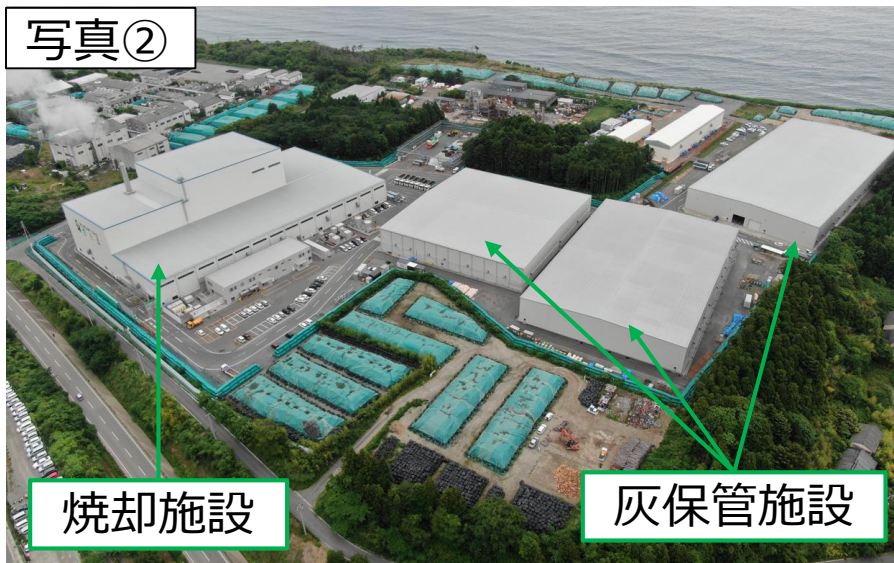
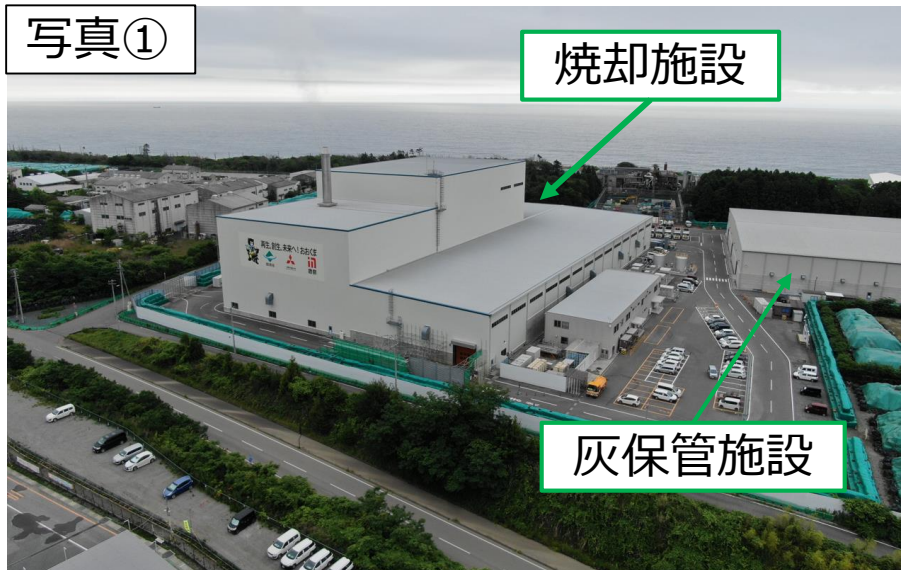
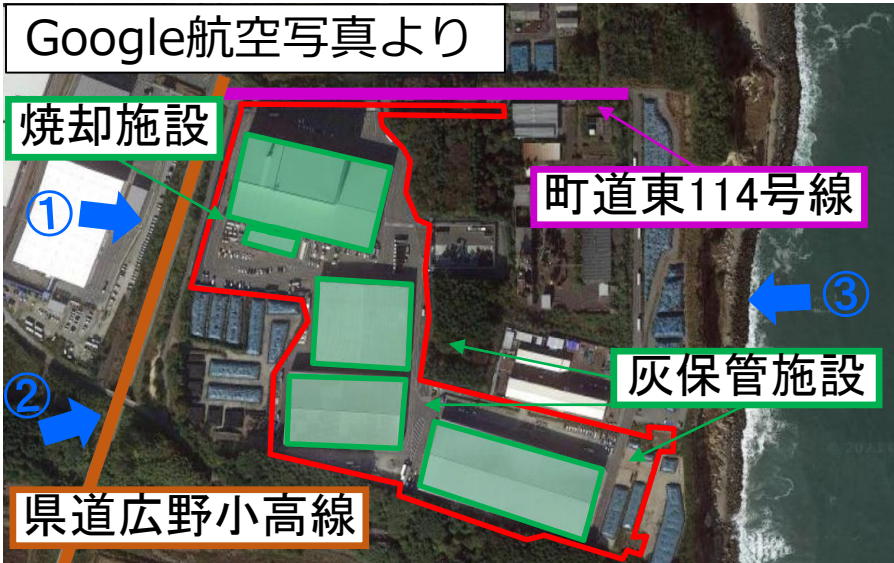


# 4 敷地の状況

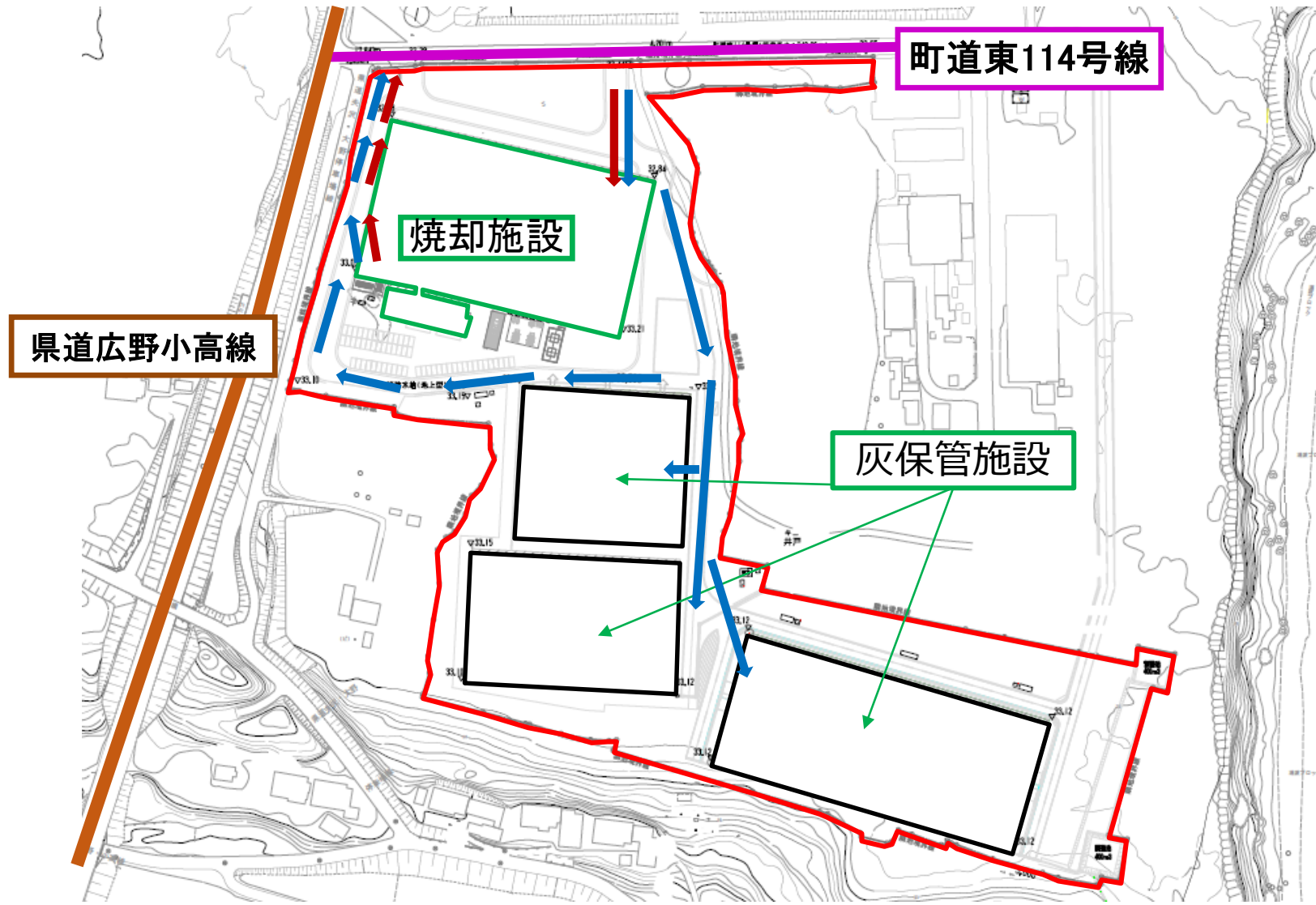




# 5 現地写真

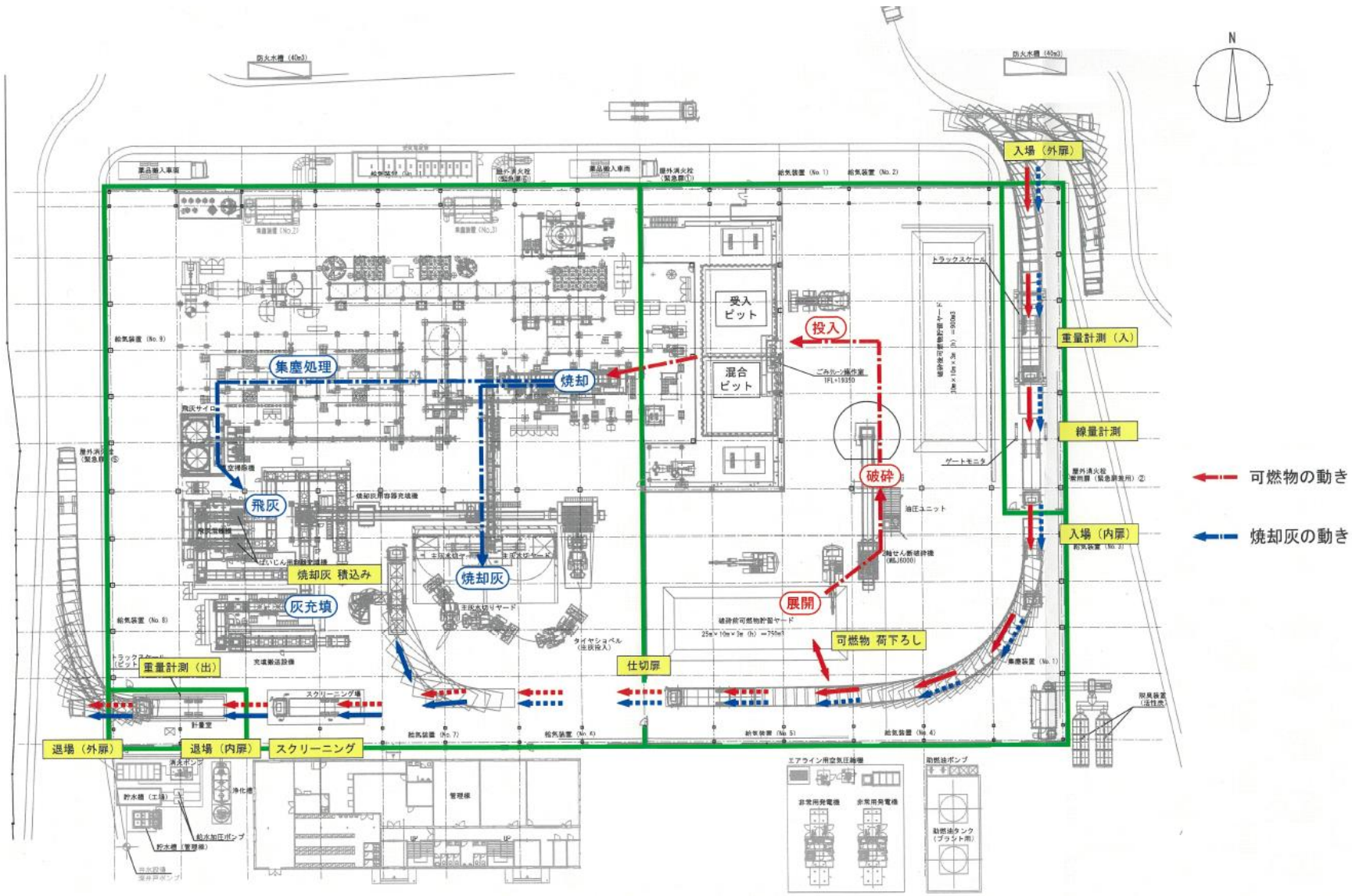


# 6 廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ





# 6 廃棄物の搬入及び製品搬出の流れ



# 7 都市計画上の支障の有無

着 目 点	整 合 性
1 上位計画との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地は、帰還困難区域内の中間貯蔵施設予定地内に位置しており、他の土地利用が出来ない状況にある。また、町の土地利用方針として、「大熊町第三次復興計画」が策定されているが、中間貯蔵施設跡地の土地利用については今後考えていくものとされていることから、上位計画との著しい乖離はない。</li></ul>
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地は非線引き都市計画区域内で、工業地域、及び用途地域が定められていない白地地域である。</li><li>・地区計画等についても、決定されているものはない。</li></ul>
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地周辺には、都市計画道路や都市計画公園などの都市計画施設はない。</li></ul>
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該地周辺には、市街地開発事業等はない。</li></ul>